

## 北九州市立学校学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、必要があると認めるときは、北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長（園長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

(組織等)

第3条 協議会は、委員9人（前条第1項ただし書の規定により2以上の学校について1の協議会を置く場合にあつては、17人）以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、教育委員会に対し、委員にふさわしい者を推薦することができる。

4 委員の任期は、任命された日からその日の属する年度の末日までとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 教育委員会は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、当該委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 対象学校の校長は、委員が第6項に規定するとき該当すると認めるとき

、又は委員若しくは委員であった者に前項の規定に違反する行為を行った疑いがあると認めるときは、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、又は議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、対象学校の職員その他の協議会が必要と認める者に対して会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認等)

第6条 対象学校の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

(1) 学校経営計画

(2) 教育課程の編成

(3) その他校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）に基づき、学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べるができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人の任用に関する事項を除く。）のうち、基本的な方針の実現に資するものについて、教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとする

ときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(地域の住民等への情報提供)

第9条 協議会は、基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(適正な運営を確保するための措置等)

第10条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるようにするため、協議会に必要な情報を提供するように努めなければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。